

新旧対照表（永住許可に関するガイドライン）

改正後	改正前
<p>1 法律上の要件            (1)～(2) (略)            (3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること            ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。            ただし、この期間のうち、<u>就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）</u>又は居住資格をもって5年以上在留していることを要する。            イ <u>罰金刑や懲役刑を受けていないこと。公的義務（税金、年金及び保険料の納付義務並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。</u></p> <p>ウ～エ (略)            ※ (略)            2～3 (略)            (注) (略)</p>	<p>1 法律上の要件            (1)～(2) (略)            (3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること            ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。            ただし、この期間のうち、<u>就労資格又は居住資格をもって5年以上在留していることを要する。</u></p> <p>イ <u>罰金刑や懲役刑を受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。</u></p> <p>ウ～エ (略)            ※ (略)            2～3 (略)            (注) (略)</p>